株主各位

東京都千代田区丸の内-丁目8番2号株式会社東京金融取引所 代表取締役社長 太田 省三

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社東京金融取引所 第 14 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)営業時間終了時(午後5時15分)までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成 30 年 6 月 26 日 (火曜日) 午前 10 時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉃鋼ビルディング8階

株式会社東京金融取引所 中会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第 14 期 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

^{1.} ご出欠の確認のため、別紙 1 の出欠届に必要事項をご記入のうえ、平成 30 年 6 月 18 日(月)までに FAX にてご返送ください。

^{2.} 当日ご出席の際は、お手数ながら別紙2の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

^{3.} 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tfx.co.jp/)に掲載させていただきます。

^{4.} 当日、役職員は、節電対策の一環として軽装でご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

「平成 29 年 4月 1日から 平成 30 年 3月 31 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

- ① 取引所為替証拠金取引(くりっく365)の取引数量は、年度後半に米国金利の上昇等による景気の先行き懸念や米国の保護主義による円高進行を受け一時的に増加したものの、年度を通して、米ドル/円のボラティリティが低く低調に推移したことから、前期を26.6%下回る29,083千枚です。
- ② 取引所株価指数証拠金取引(くりつく株365)の取引数量は、ダウ指数が史上最高値を更新する等世界的な株高を背景に大幅増となりました。年度後半にスプレッドや現物市場との価格差拡大が生じ、取引数量は伸び悩んだものの、通期では、前期を40.3%上回る7,708千枚です。
- ③ ユーロ円 3ヵ月金利先物の取引数量は、日本銀行のイールドカーブ・コントロール及びマイナス金利政策のもと、短期金利が極めて狭い変動幅で推移したことから、極限まで減少し、過去最低の 1,500 千枚(前期比 30.3%減)です。
- ④ 以上の結果、平成29年度の全商品取引数量は、前期を19.0%下回る38,291千枚です。
- ⑤ 営業収益は、前期比 19億56百万円(22.6%)減の66億90百万円です。営業費用は、前期比13億26百万円(16.4%)減の67億46百万円です。
- ⑥ 営業損益は、前期比 6 億 29 百万円減の 55 百万円の赤字です。 内訳は、金利先物等取引が 8 億 8 百万円の赤字、証拠金取引(くりっく 3 6 5 とくりっく株 3 6 5)は 7 億 52 百万円の黒字です。
- ⑦ 営業外収益は、投資有価証券売却益、配当金等の資金運用益等により、2億56百万円です。

営業外費用は5百万円です。

- ⑧ 経常利益は、前期比4億62百万円減の1億95百万円です。
- ⑨ 以上の結果、税引前当期純利益は1億95百万円となり、法人税等及び繰延税金資産の

取り崩しによる法人税等調整額を控除し、当期純利益は1億6百万円です。

(2) 設備投資の状況

平成 29 年度の設備投資は、次世代金利/証拠金統合システム開発等により、総額で 16 億43 百万円です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
区 分 	(平成 26 年度)	(平成 27 年度)	(平成 28 年度)	(平成 29 年度)
営業収益	7,627,212	9,315,826	8,647,061	6,690,589
営業費用	7,960,618	9,158,114	8,073,406	6,746,571
営業利益(△は損失)	△333,405	157,711	573,655	△55,981
営業外収益	644,692	471,714	88,674	256,829
営業外費用	3,035	5,673	4,166	5,634
経常利益	308,252	623,752	658,163	195,213
特別利益	_	_	_	_
特別損失	_	234,144		
税引前当期純利益	308,252	389,608	658,163	195,213
法人税、住民税及び事業税	19,476	69,729	93,647	43,958
法人税等調整額	△180,518	$\triangle 120,\!876$	49,766	44,363
当期純利益	469,294	440,755	514,748	106,890
総 資 産(注)	395,379,334	559,646,748	479,783,876	512,279,212
純 資 産	21,340,152	21,268,116	21,852,430	21,439,853

⁽注) 総資産には、取引参加者および清算参加者から現金で預託された取引証拠金、信認金、清算 預託金を負債と両建てで計上(4,882 億 33 百万円)。

有価証券で預託されたこれらのものは資産・負債に含まず(509億76百万円(時価))。

(5) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

金融商品取引法に基づき、以下の事業を行っております。

- ① 金融商品取引所として、金融商品市場の開設および市場施設の提供、相場の公表その他 金融商品市場開設に係る業務
- ② 金融商品取引清算機関として、本取引所の開設する市場で行われた市場デリバティブ取引についての金融商品債務引受業務
- ③ 自主規制機関として、市場の公正性、透明性および信頼性を確保するために行う、取引 内容の審査および取引参加者への考査等の業務

上場商品および取引参加者数は、以下のとおりです。

[上場商品]

- ① 金利先物等取引
 - a. ユーロ円 3 ヵ月金利先物
 - b. ユーロ円 3 ヵ月金利先物オプション取引
- ② 取引所為替証拠金取引(くりつく365)
- ③ 取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)

[取引参加者数]

- ① 金利先物等取引参加者 43 社 (うち、金利先物等清算参加者 30 社、休止取引参加者(休止清算参加者) 12 社)
- ② 為替証拠金取引参加者(証拠金清算参加者) 22 社 (うち、マーケットメイカー 6 社)
- ③ 株価指数証拠金取引参加者(証拠金清算参加者) 13社 (うち、マーケットメイカー2社)

(6) 主要な営業所(平成30年3月31日現在)

本店 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

区分	従業員数	(前年度末比増 減)
男 性	69名	(- 3名)
女 性	15名	(- 3名)
合計	84 名	(- 6名)

- (注) 1. 従業員数には、派遣社員 2 名は含まれておりません。
 - 2. 平成30年4月1日現在の従業員数は、83名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題 <平成30年度業務計画より抜粋>

① 証拠金取引

「くりっく365」については、広く海外投資家(台湾・香港)の獲得に努めるなど プロモーションを推進し、取引数量の確保に努める。

「くりっく株365」については、マーケットメイカーによる流動性の確保等により 取引数量の回復を図る。

② 金利先物等取引

海外投資家の取引推進を図り、可能な限りの取引確保に努める。

③ システム

コスト削減と利便性向上を実現する次世代金利・証拠金システムの開発を着実に推進する。

また、フィンテック活用のための IT 基盤の整備・検討。

具体的には、以下の方策を推進する。

① 証拠金取引

- a. 海外投資家の獲得(台湾・香港)等、プロモーションの拡充
- b. 「くりっく株365」のマーケットメイカー拡充及び商品性変更の検討
- c. 金・原油 ETF を原資産とする新商品の上場準備
- d. OTC FX のクリアリングビジネスへの参入検討

② 金利先物等取引

パック・バンドル取引等を活用した海外投資家の取引推進

③ システム

- a. 次世代金利・証拠金システム開発の着実な推進
- b. ビッグデータ活用のための基盤整備と AI 等の活用検討

2. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,400,000 株

(2) 発行済株式の総数 862,750 株

(3) 株主数 79 名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	43,130	4.99
株式会社三井住友銀行	43,060	4.99
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	41,320	4.78
株式会社みずほ銀行	32,400	3.75
三井住友信託銀行株式会社	31,320	3.63
大 和 証 券 株 式 会 社	30,660	3.55
みずほ証券株式会社	26,937	3.12
ゴールドマン・サックス証券株式会社	26,320	3.05
信 金 中 央 金 庫	20,660	2.39
農林中央金庫	20,660	2.39
みずほ信託銀行株式会社	20,660	2.39
株 式 会 社 横 浜 銀 行	20,660	2.39

⁽注) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行は、平成 30 年 4 月 1 日をもって株式会社三菱 UFJ 銀行に商号 変更をしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(平成30年3月31日現在)

1				
表高経営責任者(CEO)				
代表取締役社長 太田 省三 経営全般				
(八本下)な(小声)な (八本) 総務部、財務部、証拠金市場部、証拠金	:営業部、市場監			
代表取締役専務 伊藤 渡 視部 (証拠金取引の市場監視に関する事	項)			
最高リスク管理責任者 (CRO)				
金利市場営業部、清算決済部、市場監視	上部(金利先物等			
常務取締役 廣田 拓夫 取引の市場監視に関する事項)、コンプ	[°] ライアンス・リ			
スク管理室				
常務取締役 小原 隆二 最高情報責任者(CIO)				
「	室			
新日鐵住金株式会社 社友·名誉会長				
取 締 役 今井 敬 日本生命保険相互会社 社外監査役	日本生命保険相互会社 社外監査役			
日本証券金融株式会社 社外取締役	日本証券金融株式会社 社外取締役			
日本テレビホールディングス株式会社 袖				
奥野 正寛 公益財団法人アジア福祉教育財団 理事 取 締 役	長			
(本名 藤原 正寛) 東京大学 名誉教授	東京大学 名誉教授			
取 締 役 津原 周作 株式会社みずほ銀行 取締役副頭取営業	統括			
シティユーワ法律事務所 パートナー				
取 締 役 平川 純子 住友林業株式会社 社外取締役				
日立建機株式会社 社外取締役				
取 締 役 吉留 真 大和証券株式会社 顧問				
常勤監査役 福知 眞				
監 査 役 墳﨑 敏之 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 特別	別顧問			
弁護士				
監 査 役 前田 重行 株式会社証券保管振替機構 社外取締役	監査委員			
一般社団法人全国地方銀行協会 監事(タ	外部監事)			

- (注) 1. 取締役 今井 敬、奥野 正寛、津原 周作、平川 純子、吉留 真の 5 氏は、社外取締 役であります。
 - 2. 監査役 墳﨑 敏之、前田 重行の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 平成 29 年度中の取締役の異動は以下のとおりです。
 - ① 就任

取締役 津原 周作氏は、平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

監査役 福知 眞氏は、平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において新た に選任され、就任しました。

② 退任

取締役 福本 秀和氏は、平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。

監査役 橋本 長雄氏は、平成 29 年 6 月 28 日開催の定時株主総会終結の時を もって任期満了により退任しました。

(2) 取締役および監査役の定額報酬の額

区分	支払人員	支払総額
取 締 役	9名	189,195 千円
(うち社外取締役)	(5名)	(32,415 千円)
監 査 役	4名	34,313 千円
(うち社外監査役)	(2名)	(11,710 千円)

- (注) 1. 支払総額は、平成29年度の実支払額であります。
 - 2. 株主総会の決議による報酬限度額は以下のとおりであります。

(平成23年6月22日開催定時株主総会決議)

取締役 年額200百万円以内

(平成20年6月26日開催定時株主総会決議)

監査役 年額 35 百万円以内

3. 上記の取締役及び監査役の支払人員には、平成29年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

本取引所は、会社法第362条第4項第6号および第5項、ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議(平成18年5月)しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - ① 本取引所は、経営理念および行動規範において、法令および定款の遵守を経営の最重要 事項と位置付けており、これを堅持する。
 - ② 取締役および執行役員(以下「取締役等」という。)は、取締役会決議、その他の意思 決定に関して、善管注意義務、忠実義務の法的義務をもってこれを履行する。
 - ③ 取締役は、取締役会や経営上の重要会議において、相互にその職務執行を監視する。また、取締役等は監査役監査および会計監査人監査により、臨時監査を受ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

本取引所は、取締役等の職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。) その他の重要な情報を、文書取扱規程等に基づき、適切に保存し管理する。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 稟議書
- ④ その他経営方針の決定に関する重要会議の記録および資料
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制について
 - ① 本取引所は、損失の危機(以下「リスク」という。)の管理を経営の最重要事項と位置付ける。
 - ② 取締役会は、リスク管理の基本方針を制定するとともに、重要事項について決議する。 また、リスク管理委員会、最高リスク管理責任者を設置し、定期的な報告を求める。
 - ③ 各部門は、リスク管理の基本方針に基づき、担当する業務に係るリスクの管理に関する 規程・事務マニュアル・その他内規を制定し、当該規程等に基づき管理する。コンプラ イアンス・リスク管理室は、リスク管理の統括実務を行う。
 - ④ 内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その結果を適宜取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ① 担当役員制度および執行役員制度を導入し、決裁規程、緊急時対応策マニュアル等に基づき、各取締役および各執行役員の責任および権限の明確化を図り、職務執行が効率的に行われる体制とする。
 - ② 取締役会を構成する取締役のうち、複数名を社外取締役とし、取締役の職務執行の透明性・妥当性を確保する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - ① コンプライアンス体制の整備 使用人の職務執行の適法性を確保するため、コンプライアンス・リスク管理室を設置し、同室においてコンプライアンスに関する体制の整備を行う。
 - ② 内部通報制度の構築 内部通報制度を整備し、使用人に対してその周知を図る。この場合、報告者・相談 者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保する。
 - ③ 内部監査の実施 内部監査室は、内部監査規則に基づき、使用人の職務執行の適法性・妥当性・効率 性等を確保するため、組織横断的に監査を実施する。
 - ④ その他 使用人は、監査役監査および会計監査人監査により、随時監査を受ける。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務を補助すべき使用人の設置は、監査役により求められた場合にこれを行う。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項について 監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合には、その独立性に留意する。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について 監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合には、当該使用人の異動、評価などに関 して、事前に監査役の意見を聞いてこれを行う。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
 - ① 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役等は、当該重要会議において、随時 その担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ② 取締役等および使用人は、法令等に違反する、又は違反する惧れのある場合や、会社に著しい損害が発生、又は発生する惧れがあると考えられる場合は、速やかに監査役に報告を行う。
 - ③ コンプライアンス・リスク管理室長は、行動規範に基づき法令違反に関する報告を受けた場合は、速やかに監査役に報告を行う。
- (10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役に報告をした役職員に対しては、内部通報制度に準じ、当該報告をしたことを理由 として不利な取り扱いを行わない。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行 について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等を請求した場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じる。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - ① 監査役および監査役会は、監査役監査を適切に遂行するため、取締役等および使用人との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努める。
 - ② 監査役会を構成する監査役のうち、半数以上を社外監査役とし、監査の透明性・実効性を確保する。
 - ③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会計監査人等の外部専門家を自らの判断で活用する。

7. 上記6の体制の運用状況の概要

「内部統制システムの構築に関する基本方針」に従い、具体的な取り組みを行うとともに、必

要に応じて見直すことにより、その実効性を向上させています。

また、取締役及び使用人を対象に、行動規範の浸透、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的に研修を実施しています。

(本事業報告中の表示数値未満の端数の取扱いは、切り捨てとしております。)

平成29年度貸借対照表 (平成30年3月31日)

(単位·千円)

科目	3	金額	科目	(単位:千円) 金額
		立領	(負債の部)	並報
I 流動資産	> up/	13,100,977	I 流動負債	1,870,893
- ルカス圧	現金及び預金	7,453,370	営業未払金	484,190
	営業未収入金	640,504	未払金	1,238,391
	有価証券	4,000,000	未払法人税等	41,743
	未収入金	875,724	預り金	26,342
	前払費用	46,142	役員賞与引当金	15,907
	繰延税金資産	82,996	賞与引当金	43,660
	その他	2,239	その他	20,657
Ⅱ 固定資産		499,178,235	Ⅱ 固定負債	488,968,465
1 有形固定資産		1,302,693	役員退職慰労引当金	295,870
	建物附属設備	423,767	退職給付引当金	439,571
	器具及び備品	308,578	取引参加者預り金	488,233,024
	建設仮勘定	570,347	預り取引証拠金	466,827,805
2 無形固定資産		3,014,381	預り信認金	402,000
	ソフトウェア	895,853	預り清算預託金	21,003,219
	ソフトウェア仮勘定	2,108,840		
	その他	9,688		
3 投資その他の資産		6,628,135	負債合計	490,839,358
	投資有価証券	6,259,178	(純資産の部)	
	差入保証金	226,738	株主資本	21,755,799
	繰延税金資産	124,268	I 資本金	5,844,650
	その他	17,950	Ⅱ 資本剰余金	6,045,950
4 取引参加者預り資産	E	488,233,024	資本準備金	6,045,950
	取引証拠金特定資産	466,827,805	Ⅲ 利益剰余金	9,865,199
	信認金特定資産	402,000	その他利益剰余金	9,865,199
	清算預託金特定資産	21,003,219	金利先物等違約損失積立金	1,000,000
			証拠金取引違約損失積立金	2,000,000
			繰越利益剰余金	6,865,199
			評価・換算差額等	△ 315,945
			I その他有価証券評価差額金	△ 315,945
			純資産合計	21,439,853
資産台	 計	512,279,212	負債及び純資産合計	512,279,212

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

平成29年度損益計算書

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(単位:千円)

			(単位:千円)
	科 目	金	額
営	業 収 益		6,690,589
	基本手数料	136,200	
	定率手数料	5,868,884	
	システム設備関係収入	231,336	
	その他の市場利用手数料	32,244	
	情報提供料	254,576	
	資金管理運用収入	167,347	
営	業 費 用		6,746,571
	販売費及び一般管理費	6,746,571	
営	業 損 失		55,981
営	業 外 収 益		256,829
	受取利息	2,807	
	投資有価証券売却益	233,133	
	受取配当金	18,266	
	雑収入	2,621	
営	業外費用		5,634
	雑損失	5,634	
経	常利益		195,213
	税引前当期純利益		195,213
	法人税、住民税及び事業税		43,958
	法 人 税 等 調 整 額		44,363
	当期(純利益)		106,890

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

(単位: 千円)

		株主資本						
		資本乗	制余金		利益剰	余金		
	資本金		資本剰余金		その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	資本準備金 合計 合計	金利先物等 違約損失積立金	証拠金 違約損失積立金	繰越利益 剰余金	合計	
平成29年4月1日残高	5,844,650	6,045,950	6,045,950	1,000,000	3,600,000	5,373,995	9,973,995	21,864,595
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	1	-	∆215,687	△215,687	∆215,687
違約損失積立金の取崩	-	-	-	-	△1,600,000	1,600,000	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	106,890	106,890	106,890
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1,600,000	1,491,203	△108,796	△108,796
平成30年3月31日残高	5,844,650	6,045,950	6,045,950	1,000,000	2,000,000	6,865,199	9,865,199	21,755,799

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価·換算 差 額 等 合 計	純資産合計
平成29年4月1日残高	∆12,165	∆12,165	21,852,430
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	∆215,687
違約損失積立金の取崩	-	-	•
当期純利益	-	-	106,890
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	∆303,780	∆303,780	△303,780
事業年度中の変動額合計	∆303,780	∆303,780	∆412,576
平成30年3月31日残高	∆315,945	∆315,945	21,439,853

⁽記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定額法を採用しております。
- ②無形固定資産 自社利用ソフトウェア・・・社内における利用可能期間(2年から6年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま す。

なお、当事業年度については繰入額はありません。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度に負担 すべき金額を計上しております。

③賞与引当金

従業員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当 事業年度に負担すべき金額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 25 号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

また、執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

平成29年4月25日開催の取締役会において決議した金利先物等取引及び取引所証拠金取引に係るシステムの更改に向けて、現行システムの耐用年数の見直しを行っております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が 208,735 千円減少し、 営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,178,120 千円

(2) 取引参加者預り資産及び取引参加者預り金

当社では、取引参加者及び清算参加者の債務不履行により当社及び委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者及び清算参加者より取引証拠金、信認金及び清算預託金(清算預託金は清算参加者のみ)の預託を受け、他の資産と区分して管理しており、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示しております。

(3) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券

37,192,250 千円

信認金代用有価証券

1,152,281 千円

清算預託金代用有価証券

12,632,098 千円

上記の代用有価証券は、金融商品取引の契約不履行の発生時において処分権を有するものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 862,750 株

(2) 配当金の支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	215,687	250	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 29 日

(3)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1 株当た り 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172,550	200	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6月 27 日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用規程を設け、資金運用を行っております。

運用対象は、銀行預金および有価証券とし、適切なリスク管理体制の下で運用し、定期的に 取締役会に運用状況を報告しております。取引参加者から預託されている取引証拠金、清算預 託金、信認金は当社固有の預金口座と分別して信用度の高い金融機関の預金により保管、管理 しております。

営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社が定めるリスク管理の基本方針に基づき、顧客の財務状況等を定期的に把握、管理し、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	7,453,370	7,453,370	_
②営業未収入金	640,504	640,504	_
③有価証券	4,000,000	4,000,000	_
④投資有価証券 その他有価証券	6,259,178	6,259,178	_
⑤取引証拠金特定資産	466,827,805	466,827,805	_
⑥信認金特定資産	402,000	402,000	_
⑦清算預託金特定資産	21,003,219	21,003,219	_
⑧営業未払金	(484,190)	(484,190)	_
⑨未払金	(1,238,391)	(1,238,391)	_
⑩預り取引証拠金	(466,827,805)	(466,827,805)	_
⑪預り信認金	(402,000)	(402,000)	_
迎預り清算預託金	(21,003,219)	(21,003,219)	_

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②営業未収入金、③有価証券、⑧営業未払金、⑨未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤取引証拠金特定資産、⑩預り取引証拠金

これらは返還又は目的使用に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥信認金特定資産、⑪預り信認金

これらは返還又は目的使用に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦清算預託金特定資産、迎預り清算預託金

これらは返還又は目的使用に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

	千円
役員退職慰労引当金	90,595
退職給付引当金	134,596
賞与引当金	13,368
未払事業税	10,114
税務上の繰越欠損金	99,792
旧事務所原状回復関連費用	127,897
その他有価証券評価差額金	96,742
その他	110,988
繰延税金資産小計	684,095
評価性引当額	$\triangle 476,830$
繰延税金資産合計	207,265

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額24,850円59銭1株当たり当期純利益123円89銭

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 30 日

株式会社東京金融取引所 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 敏 夫 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高瀬 雄一郎 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京金融取引所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 6 月 8 日 株式会社東京金融取引所 監査役会

常勤監査役 福知 眞 即

監査役 前田 重行 即

監査役 墳崎 敏之 ⑩

(注)監査役前田重行及び監査役墳崎敏之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める 社外監査役であります。

株式会社東京金融取引所 定時株主総会会場ご案内図



【会 場】 株式会社東京金融取引所 中会議室 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉃鋼ビルディング8階 電話番号 03(4578)2400(代)

【交 通】 ·JR 東京駅 徒歩約2分

- ・地下鉄 東京駅 徒歩約6分
- ·地下鉄 大手町駅 徒歩約2分
- ·地下鉄 日本橋駅 徒歩約3分
- 【照会先】 株式会社東京金融取引所 総務部 電話番号 03(4578)2402